

東員町生活困窮者自立支援食糧提供事業実施要綱

(目的)

第1条 東員町社会福祉協議会が、赤い羽根共同募金を財源として、生活困窮世帯に対し緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援の推進、見守りを目的とする。

(実施体制)

第2条 本事業は、東員町社会福祉協議会（以下「東員町社協」という。）と社会福祉法人いずみとの協定に基づき、東員町社協が実施する。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。ただし、次に掲げる条件を満たさない場合であっても、東員町社協が必要と認めた場合はその限りではない。

- (1) 東員町内に住所を有し、緊急的かつ一時的な食糧支援が必要である者
- (2) 本事業による食糧の提供を受けたことがない者
- (3) 生活保護を受給していない者（申請中の者は対象に含む）
- (4) 三重県及び各分野の自立相談支援機関による支援、または東員町社協の自立相談支援を利用している者

(提供する食糧の内容)

第4条 東員町社協が一人5食分の弁当と10個のパン引換券（別紙1）を提供し、対象者は引換券を利用して社会福祉法人いずみから弁当とパンを受け取る。

(申込手続き)

第5条 第3条に規定する条件を満たす対象者で、支援を受けようとするものは、あらかじめ東員町生活困窮者自立支援食糧提供事業利用者申込書（第1号様式）を東員町社協に提出し、その認定を受けなければならない。なお、利用可能期間は申請日から2ヵ月以内とする。

(事業にかかる経費)

第6条 本事業の食糧の提供にかかる経費は、全て赤い羽根共同募金配分金で負担するものとする。

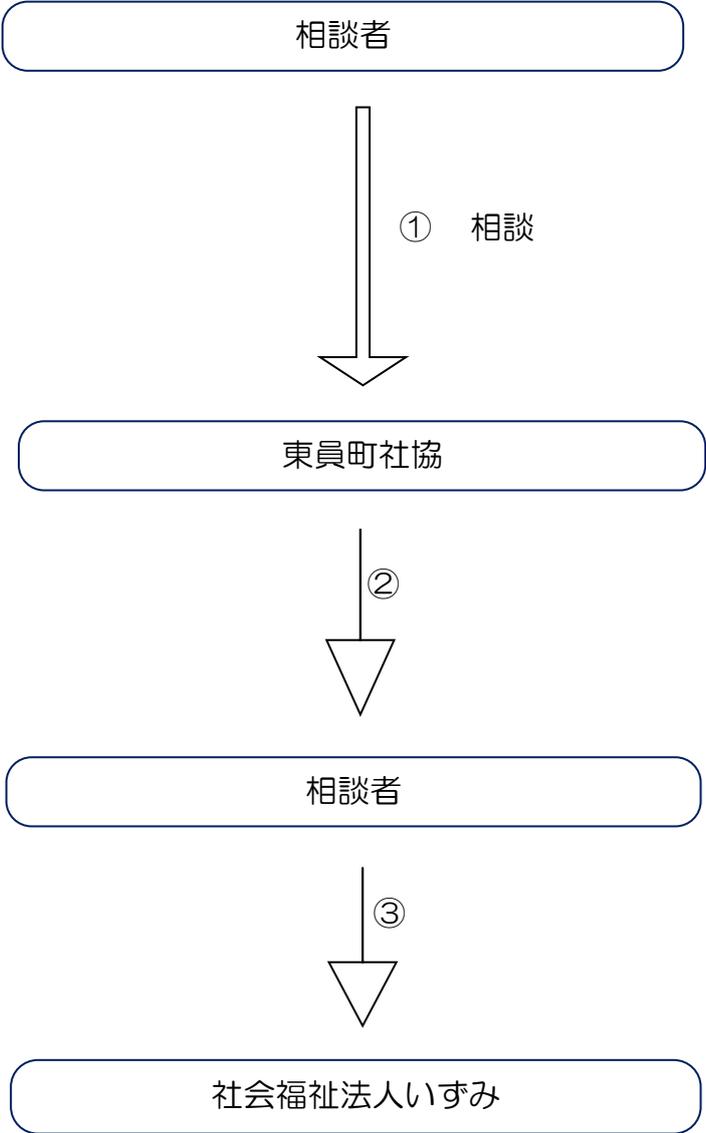
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

この事業は、平成30年7月1日から施行する。

<東員町生活困窮者自立支援食糧提供事業にかかる手続きの流れ>

- ①東員町社協は、相談者の状況から緊急的な支援が必要と判断した場合は、相談者に「別紙様式 1」を提出してもらう。
- ②東員町社協は、「別紙様式 1」の内容を確認し、相談者へ引換券を提供する。
当日食糧を受け取れるかどうかは社協からいずみへ確認を取る。
(パンについては当日ある可能性が高いが、弁当については前日午後 4 時までに連絡する。)
- ③相談者は引換券を社会福祉法人いずみに渡し、食糧を受け取る。
(当日連絡なく受け取りに来ない場合、いずみから本人へ連絡し、安否確認を行う。)



「東員町生活困窮者自立支援食糧提供事業」の
運用に関する留意事項等

<支援対象について>

- 現に生活に困窮している相談者。
- 生活保護受給者は、原則として対象とならない。ただし、生活保護受給申請中で、受給開始前の者は対象とする。
- 要綱に記載する条件に合わない場合であっても、本事業による緊急の支援が必要と思われる場合は、東員町社協で個別に協議を行い、食糧提供の可否を決定する。
- みえ福祉の「わ」創造事業の生活困窮者支援緊急食糧提供事業の利用申請と併用可能とする。

<支援物資の内容について>

- 社会福祉法人いずみがパンと弁当を提供してくれる。
- 1 パッケージで、弁当 5 食、パン 2 個× 5 回となる。

<支援物資の申込から提供の手続きについて>

- 東員町社協を申込み窓口とする。
- 東員町社協は、本人確認できる物を本人から提供してもらうか、地図を用いて申請のあった者が東員町に在住しているのかや世帯状況等を確認する。
- 相談者は社会福祉法人いずみに、引換券を提出し、直接食糧を受け取る。

<当事業の支援の活用について>

- 提供される食糧は、あくまで自立支援のためのツールであり、食糧支援だけを行い終了するというものではない。食糧支援は必ず相談支援と組み合わせて行う必要がある。
- 社会福祉法人いずみからの食糧では間に合わないほど緊急の場合や、食糧以外で緊急的な支援に必要となるものがある場合は、法外援護事業を活用することとする。
- 予約した食糧を当日受け取りに現れない場合は、社会福祉法人いずみから相談者へ電話による安否確認を行う。

<必要経費について>

- 社会福祉法人いずみからの食糧は 1 人分につき 3,100 円（パン 2 個 220 円×5 回+弁当 1 個 400 円×5 食分）の代金が必要となるが、赤い羽根共同募金で全額負担する。
- 社会福祉法人いずみは、引換券を添付した請求書を東員町社協へ提出する。